

岡山大学ストレスチェック制度実施基本方針

岡山大学は、「こころの健康宣言」及び「基本方針」を平成26年1月に発し、メンタルヘルス対策を重要な課題として取り組んでおります。

このたび、労働安全衛生法の一部改正により、第66条の10（心理的な負担の程度を把握するための検査等）により、ストレスチェック制度の実施義務化が規定化されました。

本学は、このストレスチェック制度が、メンタルヘルス対策及び職場環境の改善に資するものとして、実施のための基本方針を定め、積極的に取り組んでいきます。

1. 実施目的

本学の教職員が、ストレスチェックを受検することで、自らのストレス状況への気付きを促し、大学が対処支援を行うことで、メンタルヘルス不調の未然防止を図ること、及びストレスチェック結果を集団ごとに集計・分析することにより、職場環境の改善を行います。

2. 実施体制・方法

本学におけるストレスチェック制度の実施体制・方法は、次のとおりとします。

① 対象・実施時期

ストレスチェック制度は、本学全事業場を対象とし、本学の教職員（一般健康診断受診対象者と同じとします。）を対象として、毎年1回10月に実施します。

② 実施者

学長は、ストレスチェック実施者として、全学実施者（メンタルヘルス担当産業医等）を複数名指名し、全事業場のストレスチェックの実施及び集団ごとの分析等を行わせます。

③ 面接指導の医師

面接指導を行う医師は、原則、当該事業場の産業医とします。

④ 就業上の措置

事業場の長及び部局長は、産業医等と連携しながら、当該者の意見を聴いて、就業上の措置を行います。

⑤ 職場環境改善

事業場の長及び部局長は、産業医等からの意見及び実施者からの集団ごとの分析等の結果により、職場環境の改善に努めます。

⑥ 安全衛生委員会

各事業場の安全衛生委員会は、ストレスチェック制度の実施方法及び実施状況並びに実施方法の改善等について調査審議を行います。

3. 教職員への協力依頼

ストレスチェックは、受検を義務付けるものではありませんが、自身のストレス状況を知るとともに、職場環境改善を図り、ストレスチェック制度を効果的なものとするため、皆さまにストレスチェックを受検することを勧奨します。

なお、受検しなかったことを理由として、本学が不利益な取扱いをすることはありません。

4. 実施上の留意事項

本学は、ストレスチェック制度の実施にあたり、次の事項に留意して実施します。

- ① 関係者の守秘義務
- ② 健康情報の適正な取扱い
- ③ 関係記録の作成と適切な保存
- ④ 個人情報の保護と適正な開示
- ⑤ 不利益取扱いの禁止

5. 参考：岡山大学 こころの健康宣言

http://www.okayama-u.ac.jp/tp/news/news_id3109.html

平成28年 7月 1日
岡山大学長 森田 潔